

# 障害者差別解消法施行に向けた県の取組みについて

## 1 概要

○障害者差別解消法に基づき、地方公共団体が行うこととされている（努力義務）ことは以下の3つ。

(1) 不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供の禁止（法第7条）

①職員対応要領の作成（法第10条）

※県内市町村に対しても作成を呼びかけ（市町村担当課長会議での呼びかけ、県対応要領の送付）

②差別解消のための環境の整備（法第5条）

(2) 紛争解決・相談体制の整備（法第14条）

(3) 啓発活動の実施（法第15条）

## 2 実施状況

(1) 不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供の禁止

①職員対応要領の作成

- ・差別的取扱いや合理的配慮の具体例及び県職員が配慮すべき事項等について、障がい者団体から意見聴取（アンケート調査を6月に実施）。
- ・国の対応要領・対応指針、他県の状況を踏まえ、要領案を作成。
- ・県内障がい者団体への意見照会。
- ・「岐阜県障がい者差別解消体制検討委員会」で了承（11/26）。
- ・「岐阜県障害者施策推進協議会」委員、庁内各所属への意見照会。
- 「障がいのある方への配慮マニュアル」として策定（12月）。
- 職員に対する研修を実施（1/19、1/22）

②差別解消のための環境の整備

→合理的配慮の提供に必要な意思疎通支援機器の県窓口への配備について平成28年度当初予算措置

(2) 相談・紛争解決体制の整備

- ・他県の状況を調査し、その状況を踏まえて検討。
- ・「岐阜県障がい者差別解消体制検討委員会」で了承（11/26）。
- 「岐阜県障害者施策推進協議会」に諮る（2/22）
- 平成28年4月から広域専門相談員、調整委員会を設置

(3) 啓発活動の実施

- ・啓発物品の作成（クリアファイル、ポケットティッシュ）
- ・県下5圏域で街頭啓発を実施（12/12～12/19）
- ・県職員出前講座の実施（地域、団体等からの要請に応じて）
- 平成28年4月2日に県下5圏域で街頭啓発を実施（発達障がい啓発活動と共催）